

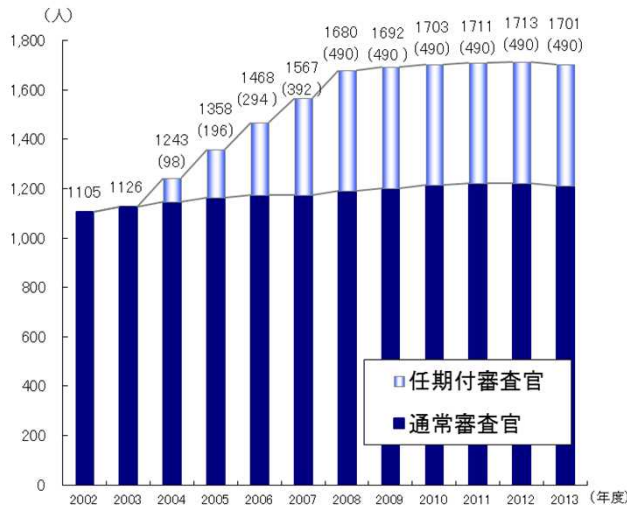
特許行政を取り巻く昨今の状況について

特 許 庁

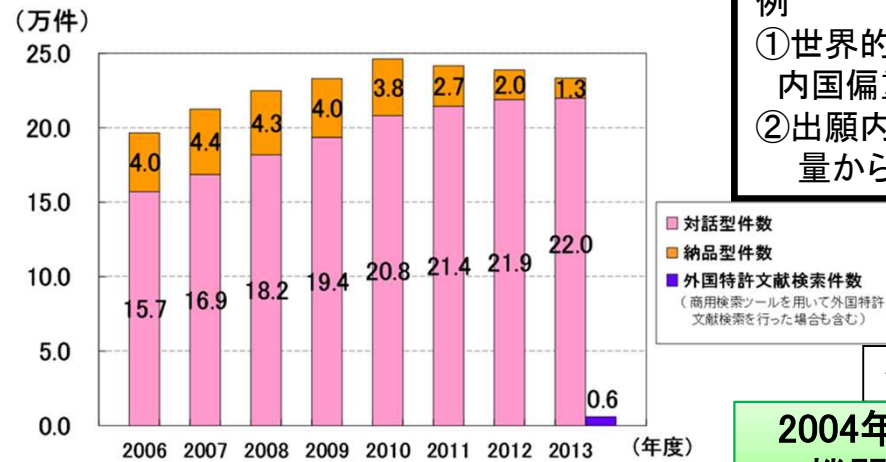
審査の迅速化に関する10年目標の達成

- 2002年の「知財立国宣言」をはじめとする我が国の知財政策の展開の中、我が国の知財行政における最優先課題は、①審査体制の整備②外注施策の拡充③量から質への出願構造の転換施策を通じた特許審査の迅速化・効率化。10年目標（2013年度末「FA11」）を設定して、関係者の協力も得て、特許庁を挙げてこれを実現した。

施策1 特許審査官増員 (任期付審査官約500名を含む)



施策2 登録調査機関による 先行技術調査の拡充 ※審査効率が高い対話型の件数を拡充



施策3 出願人による特許の 出願・審査請求構造改革の推進

例

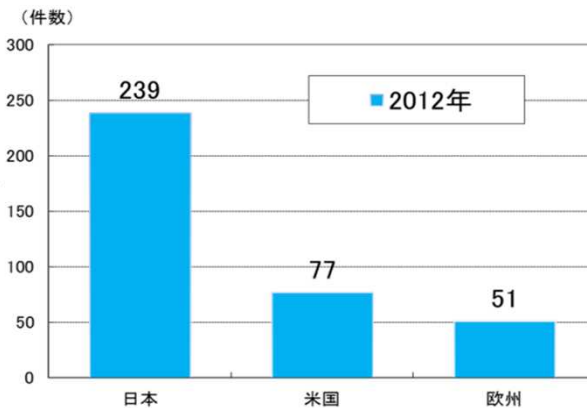
- ①世界的視野での出願戦略
内国偏重の是正〔グローバル出願3割〕
- ②出願内容の事前チェックの徹底
量から質への転換〔黒星2割カット〕

登録調査機関の数

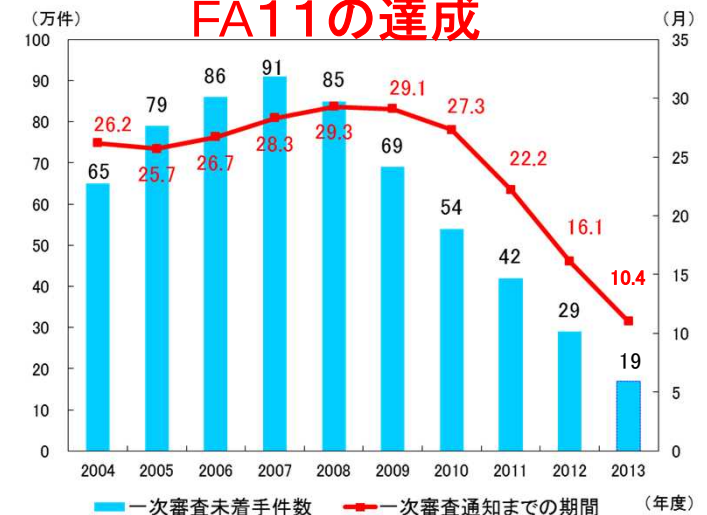
2004年
1機関

2013年
10機関

審査官1人あたりの一次処理件数



FA11の達成

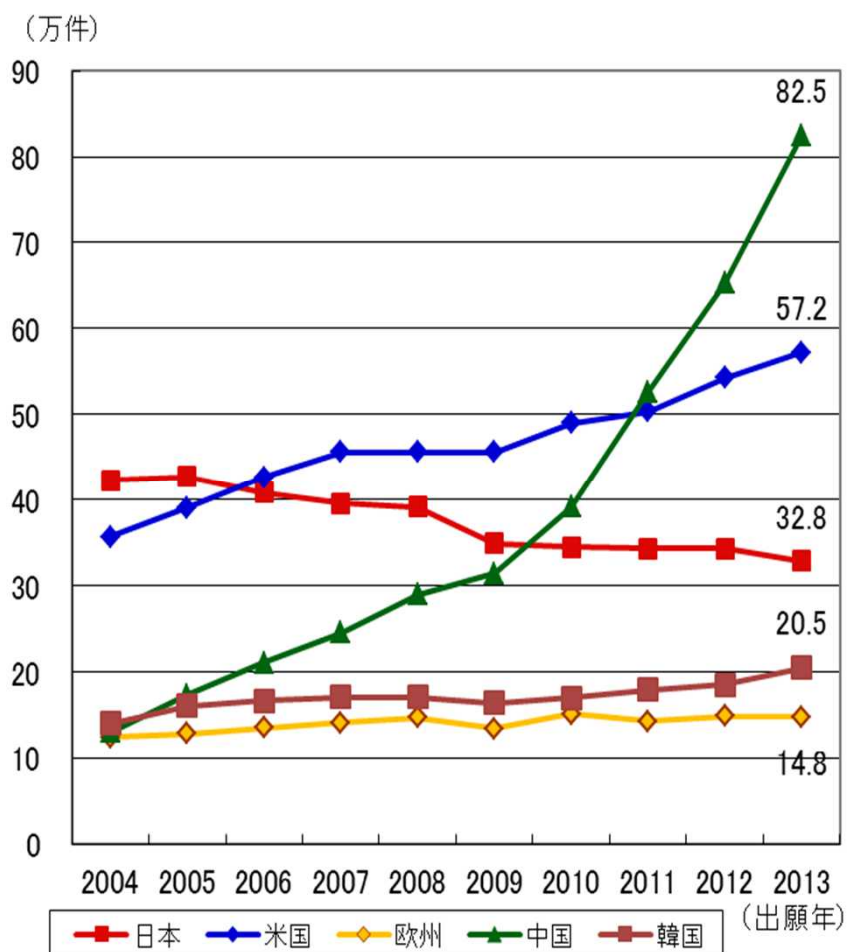


施策
これまでの
10年

国内外における特許出願の動向

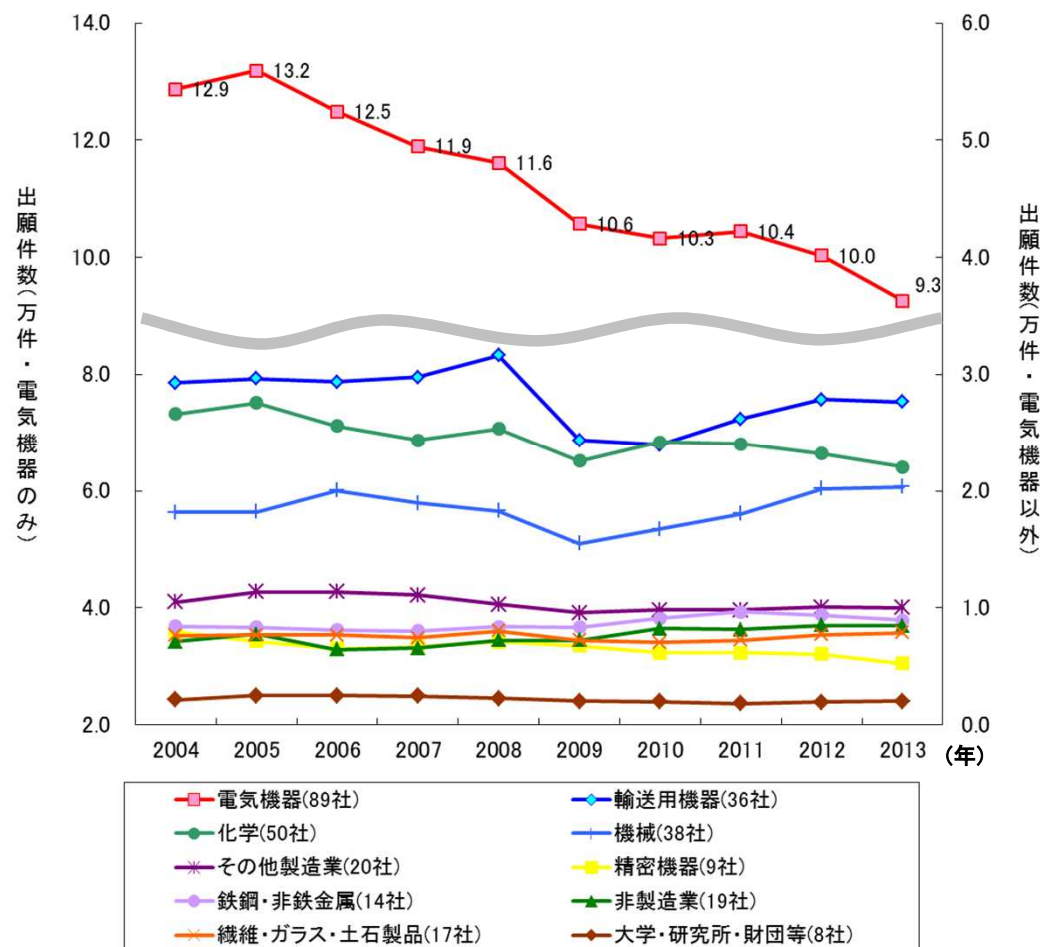
- 中国における近年の特許出願件数は急増。2011年に米国を上回って「世界一」に。
- 我が国における出願は微減傾向。出願上位企業のうち、電気機器分野の企業の出願件数減の影響が大きい。

【日米欧中韓における特許出願】



(出典)特許庁調べ

【出願上位300社 分野別国内特許出願】

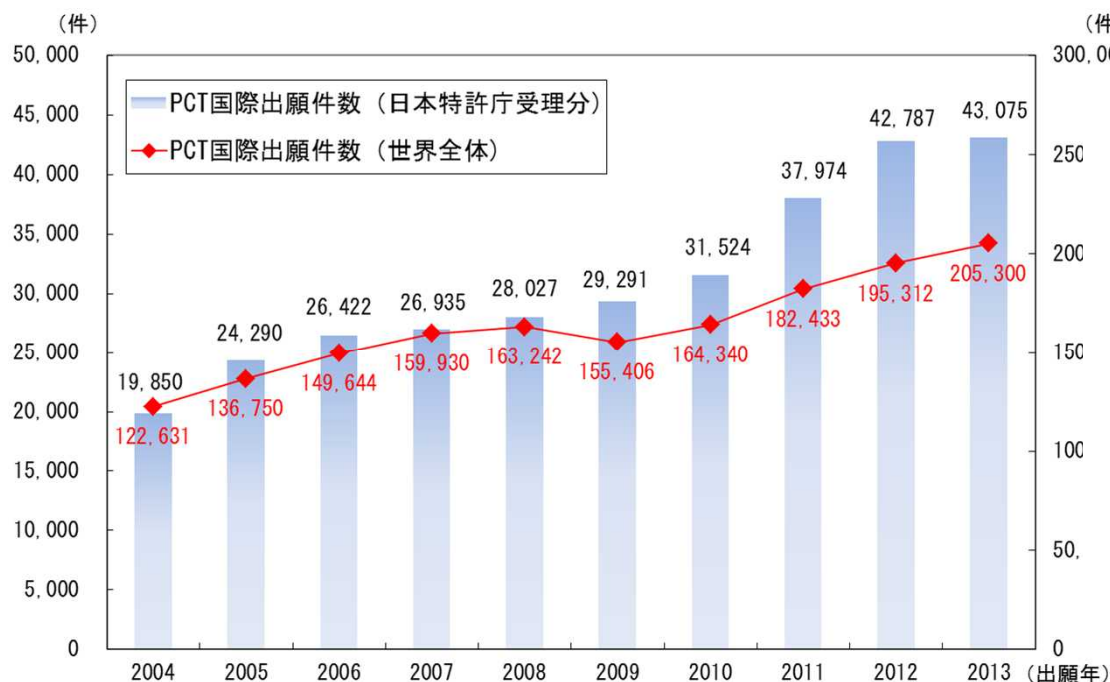


(出典)特許庁調べ

我が国企業の海外出願の動向

- 市場の拡大、制度の調和等も背景に、我が国企業の海外への特許出願件数は着実に増加。
- ただし、欧米企業と比較すると、我が国企業については、自国及び主要国への出願の割合が高い状況。

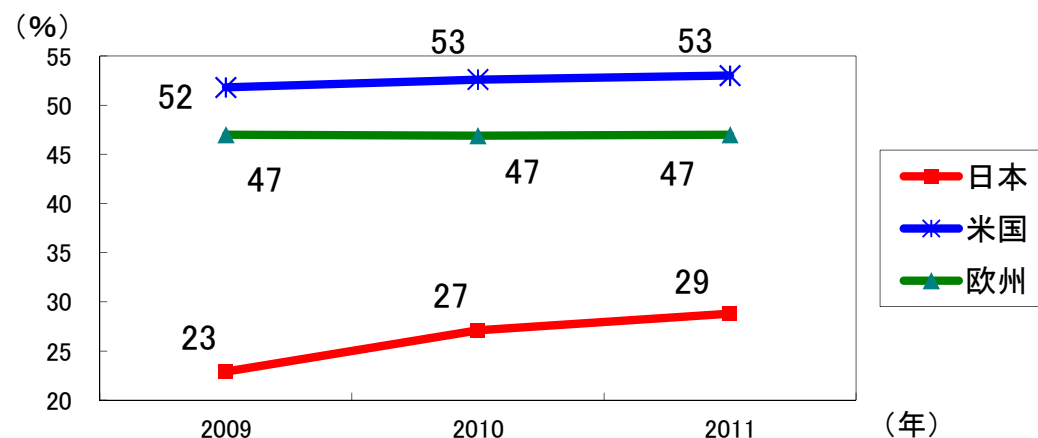
【PCT国際出願件数の推移】



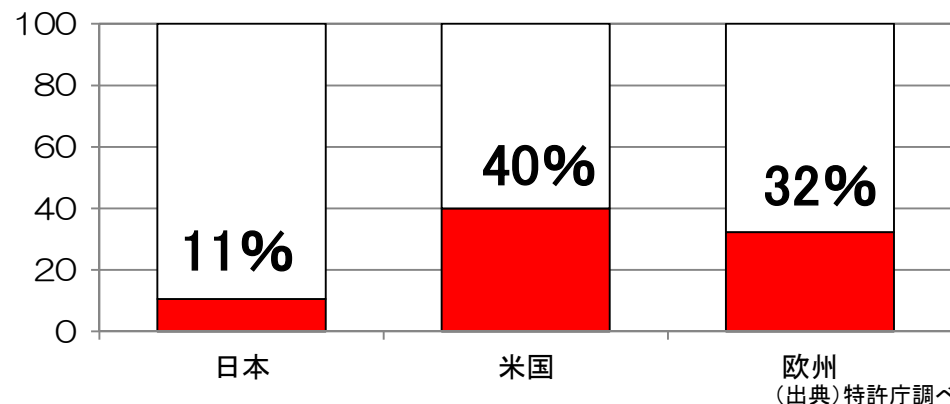
（出典）特許庁調べ

【日米欧出願人の海外出願率】

（自国かつ海外への出願の総件数/自国への出願の総件数）



【日米欧出願人の海外出願における5大特許庁以外への出願】 （2011年）

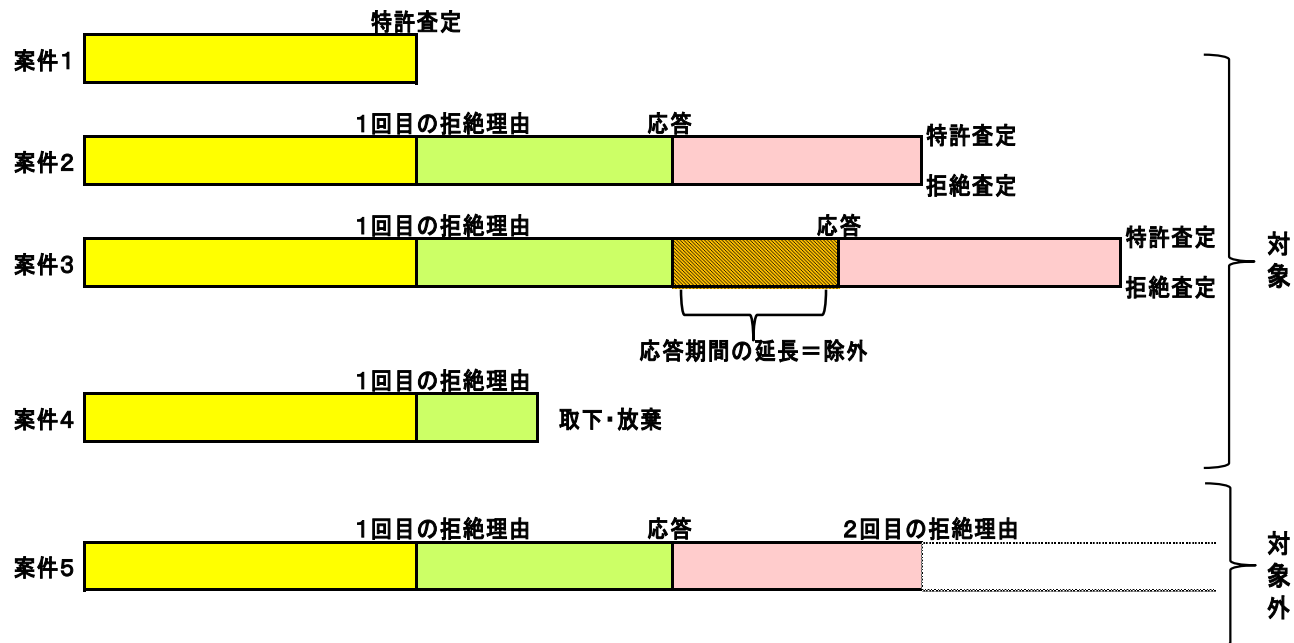


（出典）特許庁調べ

- 日本で特許を取れば、その審査結果が海外でも通用して、海外でも権利を速やかに取れるような「世界最速かつ最高品質の知財システム」の実現を目指し、以下の目標を設定。
- 今後10 年以内(平成35 年度まで)に
 - ①「権利化までの期間※」を世界最速水準の平均14 か月以内に短縮
 - ②「一次審査通知までの期間」(現在11 か月)を平均10 か月に短縮

※出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合を除く。

【参考:権利化までの期間(標準審査期間)】

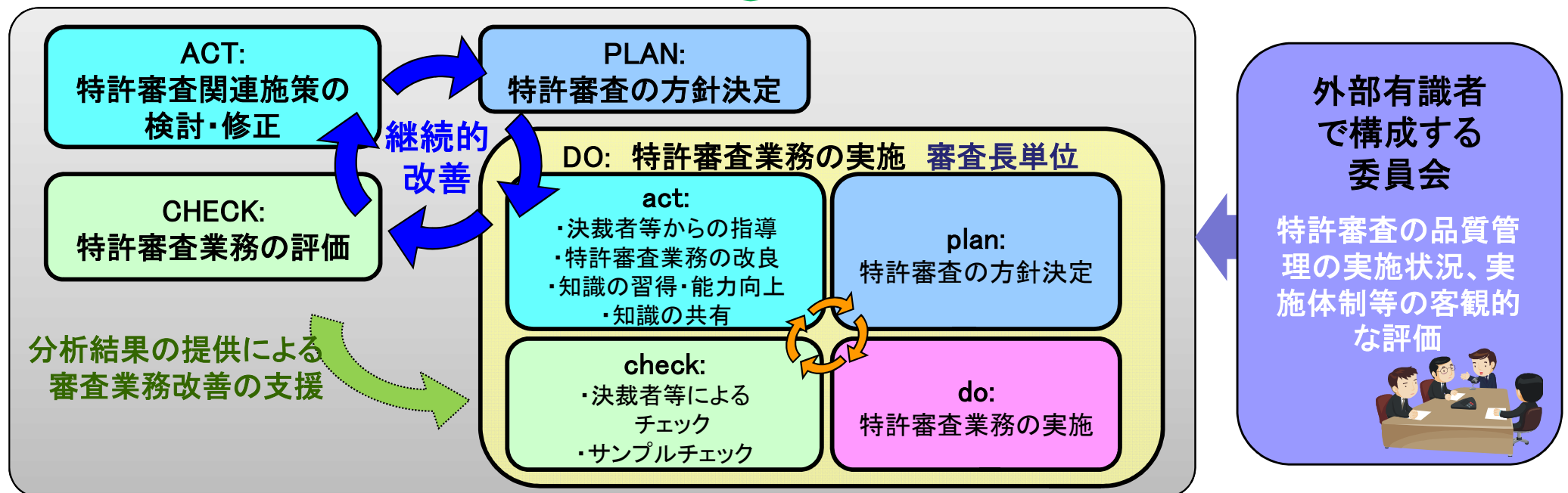


世界最速・最高品質の審査の実現(品質ポリシーの策定)

- 世界最高品質を目指すため、特許審査の質の維持・向上のための基本原則となる「特許審査に関する品質ポリシー」(以下「品質ポリシー」)を策定し、2014年4月に公表。
- 「品質ポリシー」に基づき、PDCAサイクルに沿った特許審査の質の維持・向上を図る。
- 外部有識者によって構成される委員会を新たに設置し、品質管理の実施状況、実施体制レビューを受ける。

【品質ポリシーが掲げる特許審査の品質管理の基本原則】

- ・強く・広く・役に立つ特許権を設定します
- ・幅広いニーズや期待に応えます
- ・全ての職員が、関係者とも協力しつつ質の向上に取り組めます
- ・国際的な特許審査の質の向上に貢献します
- ・継続的に業務を改善します
- ・職員の知識・能力を向上させます



特許審査の質の維持・向上に向けた具体的取組

- サンプルチェック体制の充実、日常的な品質管理の充実によるサーチ・審査結果の信頼性の確保。
- ユーザー評価の収集によるユーザー満足度・ユーザーニーズの把握、ユーザーニーズに則した品質施策の展開。

特許審査の質の維持・向上のための取組の充実



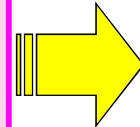
より質の高い審査結果を提供するために

特許審査に求められること

1. 法令や審査基準等の指針に適合した審査
2. 審査官同士でばらつきのない統一の取れた判断
3. 必要かつ十分なサーチ
4. 出願人との円滑な意思疎通

サンプルチェック体制の充実

- サンプルチェック規模の拡大
(品質管理を行う審査官の拡充)
- 形式的瑕疵サンプルチェック

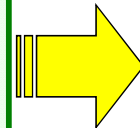


法令・審査基準等の指針に適合した質の高い審査結果の提供

外国文献等を含めた適切な先行技術調査結果等に基づく質の高い審査結果の提供

日常的な品質管理の充実

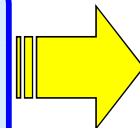
- 日常的な協議の充実(協議対象案件の拡充)
- 判断の妥当性・サーチの適切性等の一定の観点を導入した協議の実施(H25年度約2,600件)



審査官同士でばらつきのない統一の取れた判断の提供

特許審査の質の現状把握

- 審査の質全般・個別案件に関するユーザー評価の収集
- 特許審査の質を測定するための総合指標の検討



**ユーザー評価のフィードバック
とさらなる審査の質の向上**

- 従来からの日米欧三極に、日中韓の協力の枠組みを加えた五大特許庁会合などの場を活用して制度調和の議論を日本が主導。その他の先進国にもテゲルンゼー会合などの場を活用して議論を展開。
- 各国制度調査研究を主導しつつ、研究結果を踏まえ各庁専門家による議論を深化。議論の制度調和に向けた関心・議論の推進力の維持。

テゲルンゼー会合

- 主に4つの重要項目（グレースピリオド、18ヶ月公開制度、先使用权、衝突する出願）について議論
- 現在、ユーザーからの意見を聴取し、協議の結果を公表、専門家による議論を継続しているところ

- ✓ 日米欧の三極特許庁と欧州主要国（英、独、仏、デンマーク）の特許庁による枠組み。
- ✓ 初回会合を2011年7月に開催。同年6月の日本主催の五大特許庁会合において、初めて制度調和の議論を開始。欧州特許条約を改正する権限を有さない欧州特許庁に配慮し、欧州主要国を交えた会合を新たに設置。会合名は初回会合が行われた街に由来。
- ✓ 欧州特許庁に加え、欧州特許条約を改正する権限を有する欧州主要国を交えた共通認識の形成の場として期待。

五大特許庁会合

- 2011年6月より、五大特許庁長官会合では、従来のアジェンダに加え、世界的な特許出願の増加に対応するため、制度調和に向けた課題について議論を開始。

- ✓ 日米欧中韓の五大特許庁は、知的財産における世界的な取組をリードすべく2007年より長官会合を継続して開催。

最近のテゲルンゼー会合と五大特許庁長官会合の成果

- 2014年4月に第5回テゲルンゼー会合を開催、当該合意に基づき特許制度調和に関する国際シンポジウムを7月10日に開催。
- 2014年6月6日、韓国・釜山において第7回五大特許庁長官会合が開催され、特許制度運用調和等について、積極的な意見交換が行われた。

【第5回テゲルンゼー会合(2014年4月)】

- グレースピリオド、衝突する出願の取り扱い、18ヶ月全件公開、先使用权の4項目に関して、参加者は、各庁が実施したユーザー協議結果のレポートを事実ベースで一致点、相違点を分析してまとめた最終統合レポートについて議論し、合意。
- また、1)最終統合レポートを公表すること、2)ユーザー協議の結果についてユーザーと議論を行い、フィードバックを得ること、3)ユーザーからのフィードバック等に基づき、適時テゲルンゼー会合を開催することで合意。

【第7回五大特許庁長官会合(2014年6月)】

- **特許制度調和**
記載要件、出願人による先行技術の開示義務、発明の単一性の3項目を優先的に議論を行う項目として合意。
- **審査の適時性に関するポリシー**
日本国特許庁から、ユーザーが審査結果を適時に得られるようにすることについての共通認識をとりまとめたポリシーを提案し、五庁で合意。
- **特許審査情報の相互利用及び提供**
特許審査情報を利便性よく参照できるグローバルなシステムの整備について意見交換が行われた。

特許制度調和に関する国際シンポジウム

第5回テゲルンゼー会合での合意を受け、ユーザーに対するフィードバックのため、中小企業や大学／研究機関からバランス良く世界的に参加者を募った上でシンポジウムを7月10日(木)に開催。本シンポジウムでは、各国・地域の知財庁、ユーザー団体、大学等から講師を招き、グレースピリオドに関する主要な項目を中心に活発な議論がなされ、グレースピリオドを始めとする特許制度を調和する方向で議論を推進すべきという認識が官民で共有された。



審査実務における比較研究

- ◆ 日米欧三極の枠組みにおいて、記載要件、進歩性／非自明性及び新規性について比較結果を公表。

新規性	進歩性	記載要件
多くの比較項目において、概ね一致しているが、用途発明の取扱いなど一部の点については相違している。	判断の手法は三庁で異なるものの、事例研究では最終的な特許性の判断結果において概ね一致している。	多くの比較項目において、概ね一致しているが、ベストモードの考え方などにおいて相違している。

URL:http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai3/sinsa_jitumu_3kyoku.htm

- ◆ 日中韓の枠組みにおいて、新規性、進歩性及び記載要件についての比較結果を公表。

新規性	進歩性	記載要件
多くの比較項目において、概ね一致しているが、用途発明の取扱いなど一部の点については相違している。	日韓特許庁は同様の判断手法を採用しているのに対して、中国特許庁はEPOの課題解決アプローチと同様の手法を採用しており、判断手法が異なるが、事例研究では最終的な特許性の判断結果において概ね一致している。	多くの比較項目において、概ね一致しているが、中国特許庁では、「物の発明」を機能又は効果で定義することは、できるだけ回避されなければならないとしている点などで相違している。

- 2014年は、補正要件についての比較研究及び記載要件についての事例研究を実施して公表する予定。

URL:http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai3/nicyukan_hikakuken.htm

- ◆ 五庁(日米欧中韓)の枠組みにおいて、各庁の審査実務上の相違点やその要因(法令、判例等)をまとめた「審査実務の相違点に関する報告書」(旧「異なる実務のカatalog」)について、「先行技術の開示」を対象としたより詳細な報告書である「詳細版 審査実務の相違点に関する報告書(先行技術の開示)」を公表。

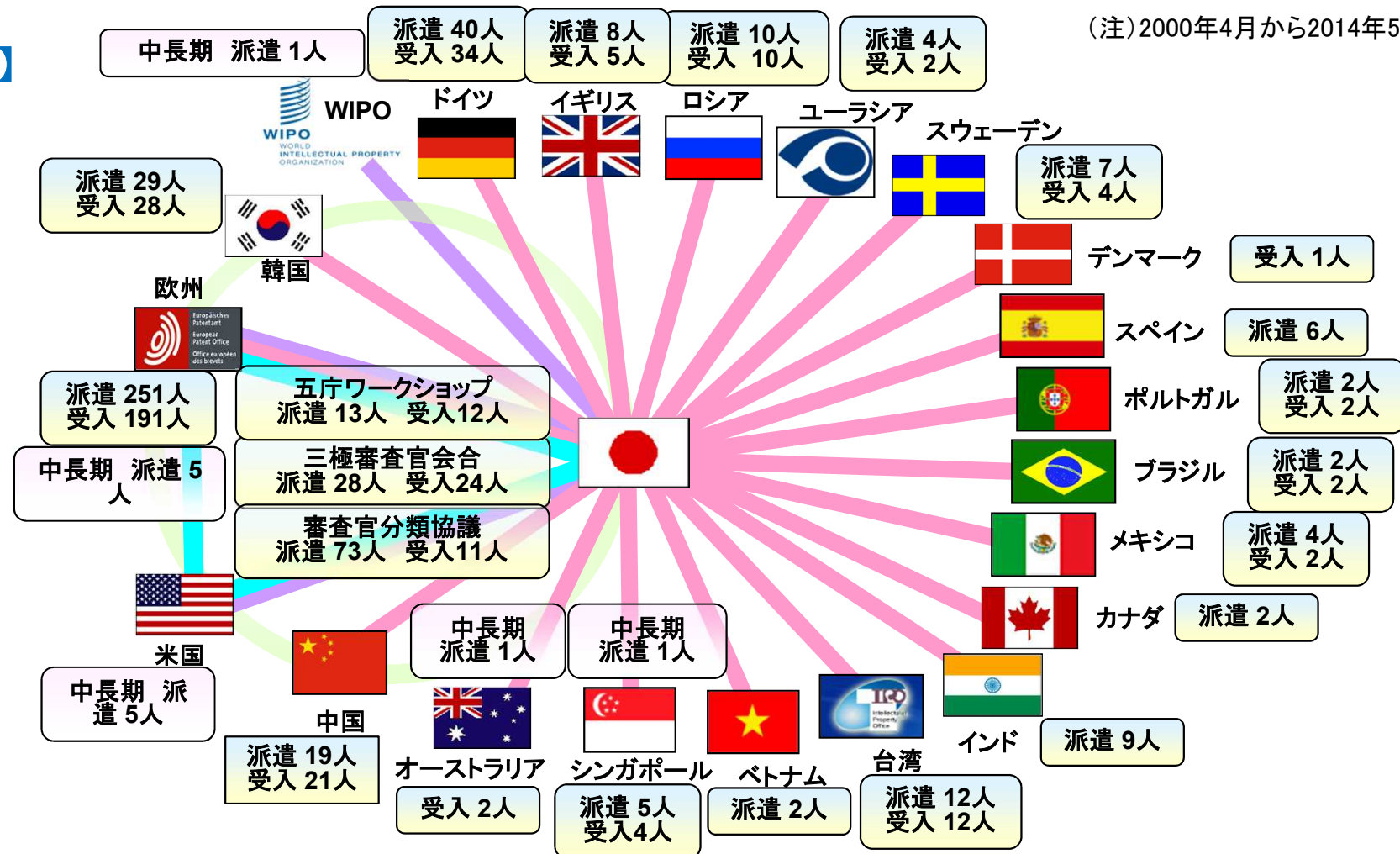
- また、今般、特許の制度及び運用の調和に向けて、記載要件、出願人による先行技術の開示義務及び発明の単一性の3項目について議論を行うことに合意。

URL:http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/jitsumu_catalog.htm

国際審査官協議・新興国審査官の育成支援等の拡充

- 我が国と海外特許庁相互に、審査官を派遣し、実際の出願についての特許要件等に関する議論を通じ、相手国の審査手続や特許要件の判断基準をより深く理解し、審査実務の調和や施策・取組の推進を目指す。
- ASEANをはじめとした新興国に対し、相手国の制度・運用の整備状況に応じた「オーダーメイドな連携・協力」を実施すべく、例えば、国際研修指導教官を中心とした我が国特許庁の審査官を派遣し相手庁審査官へ実務指導を行う（2014年度は、新たにマレーシア・フィリピン・インドネシアにも派遣予定）。また、新興国審査官の審査能力向上を支援するため、我が国特許庁の審査官育成ノウハウ等を共有する。

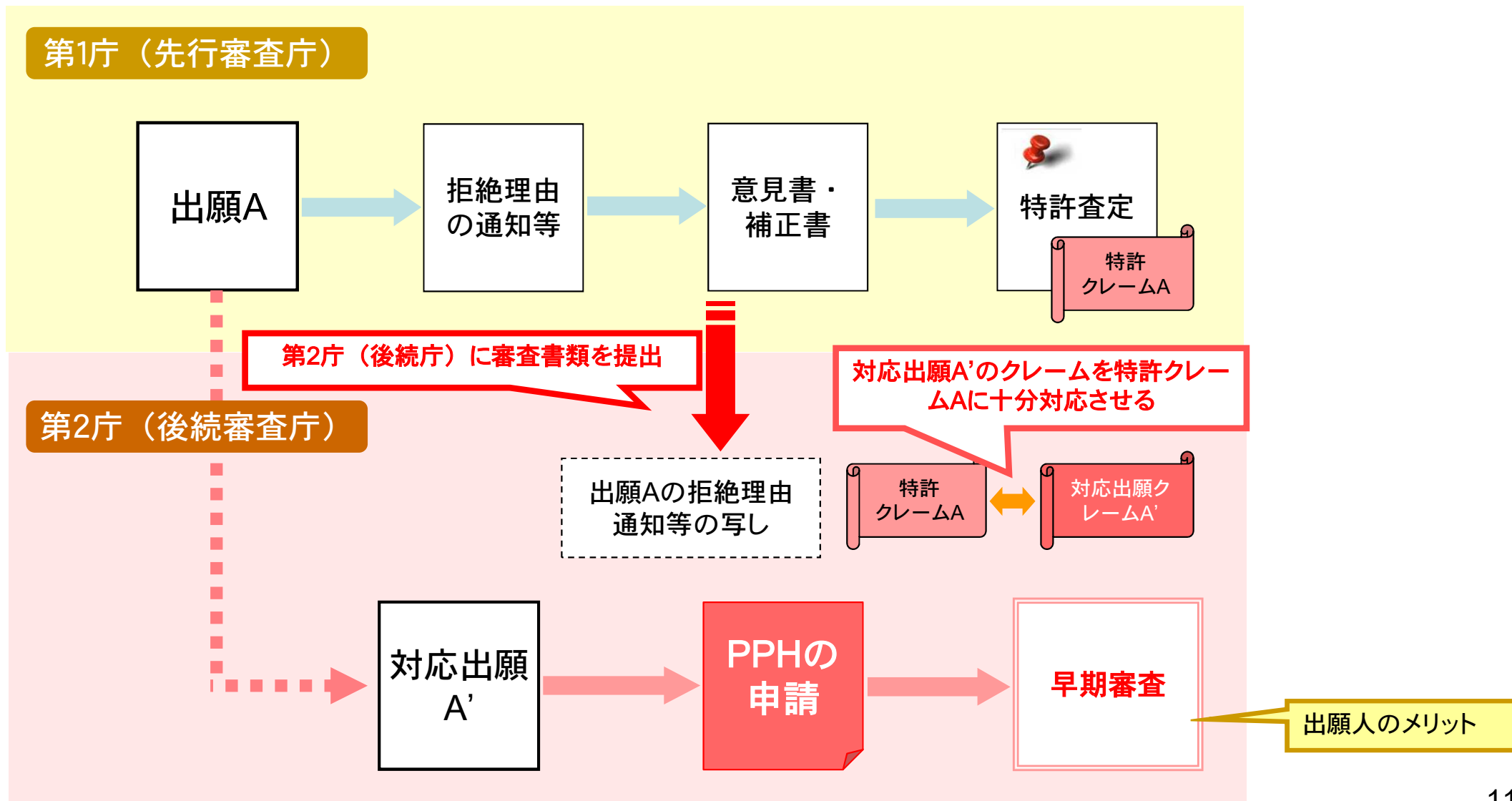
【実施状況】



特許審査ハイウェイ(PPH)について

➤ 自庁で特許可能との判断がなされた出願が、出願人の申請により、他庁において簡便な手続で早期審査を受けることができる制度。

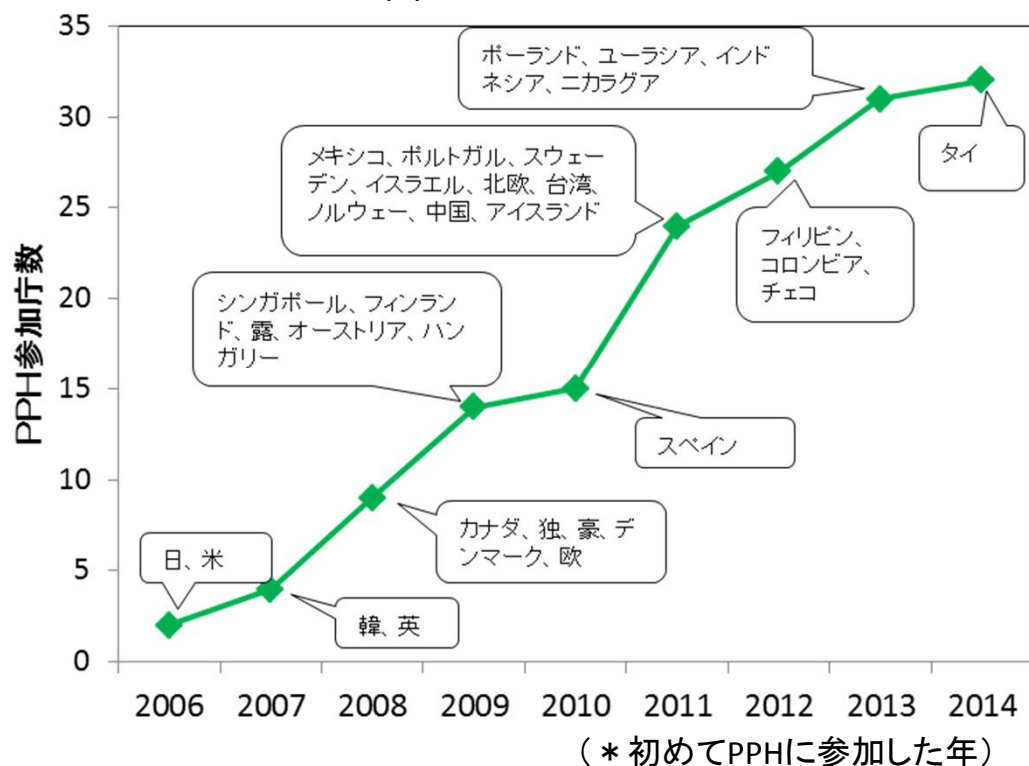
→ 海外での早期権利化／各特許庁の審査負担軽減と審査の質の向上



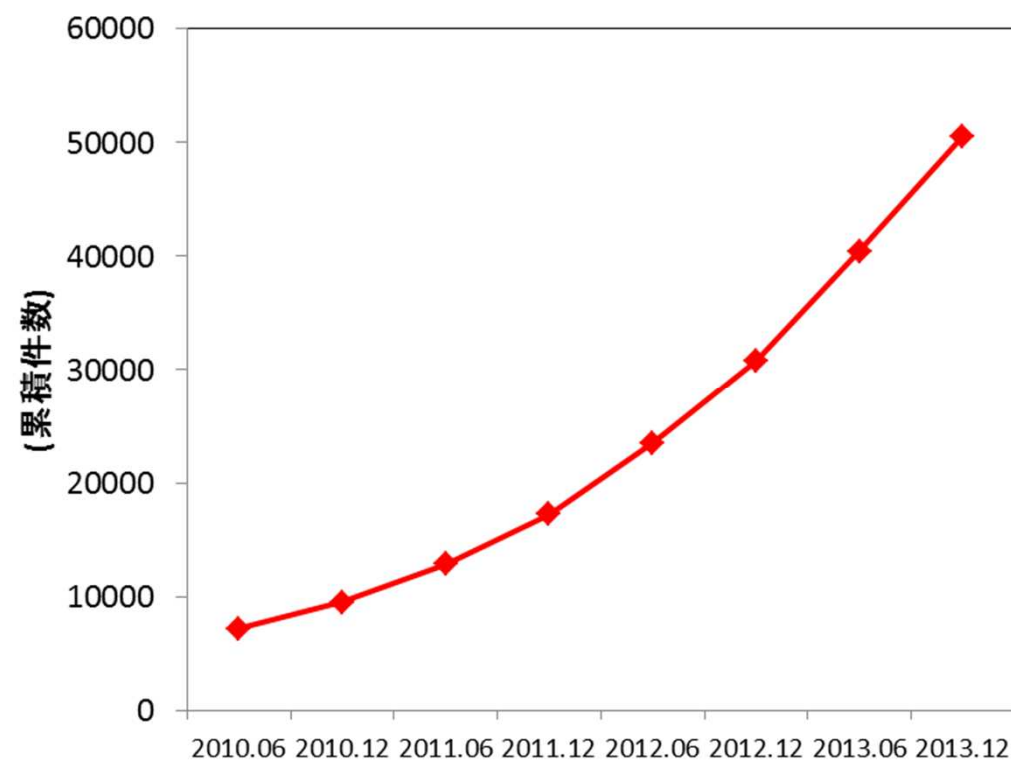
特許審査ハイウェイ(PPH※1) ～PPHネットワークの発展～

- 日本が提唱し、2006年に世界に先駆けて米国との間でPPHが開始されて以降、PPH参加国・地域数は、32か国・地域に拡大。PPHの利用件数も、着実に増加。

(1) PPH参加庁数



(2) 世界PPHの累積申請件数(2013年12月末時点)



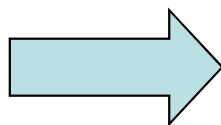
● PPH参加国で全世界の出願の9割以上をカバー(2011年)

実績値

- 32の庁がPPHに参加し、日本は28の庁とPPHを実施(2014年1月時点)
- 世界のPPH申請件数は累積約50,000件(2013年12月末時点)

※1 PPH(Patent Prosecution Highway)

高度産業財産ネットワーク(AIPN)
海外産業財産権庁へ日本の出願情報
及び審査関連書類情報を提供
(日英機械翻訳を活用)

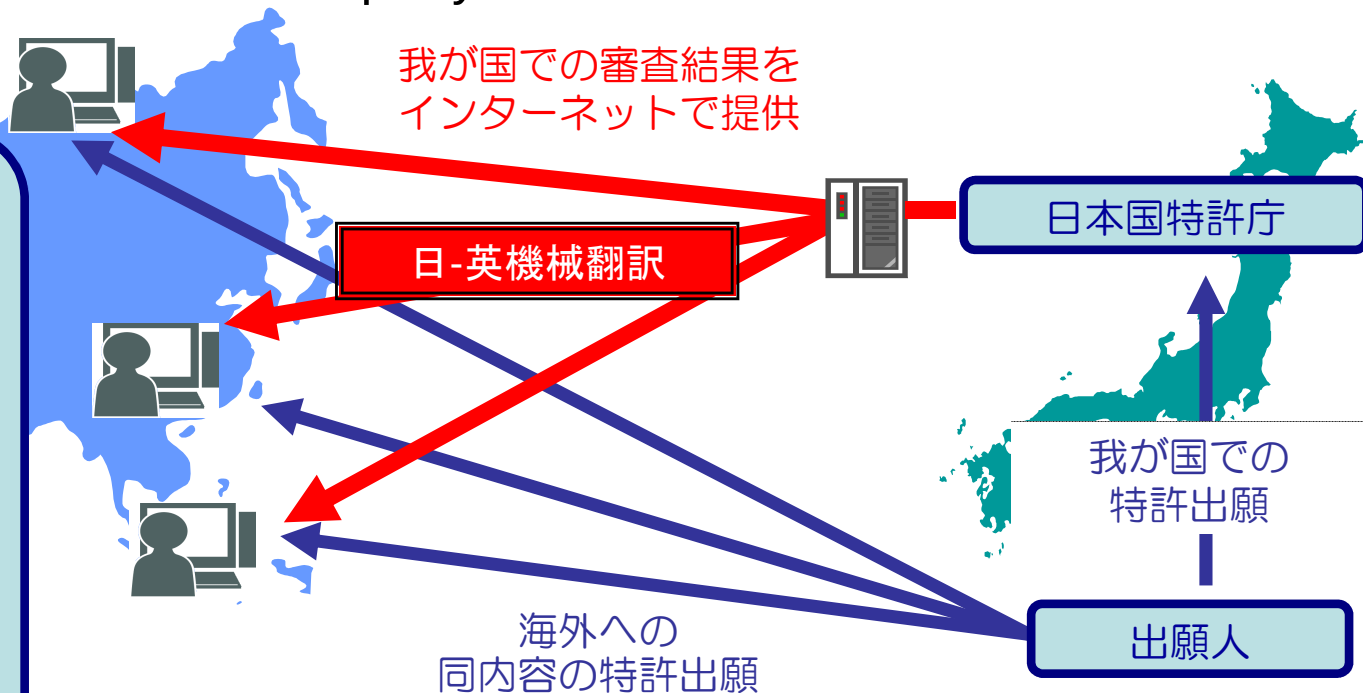


我が国での審査結果を外国特許庁に英語で発信
① 外国特許庁の審査負担が軽減
② 我が国出願人の海外における円滑な権利取得を促進

AIPN: Advanced Industrial Property Network

外国特許庁(※現在64)

インド、ベトナム、インドネシア、マレーシア、韓国、中国、台湾、英国、オーストラリア、ドイツ、フランス、フィリピン、タイ、カナダ、フィンランド、デンマーク、スペイン、ロシア、スウェーデン、ルーマニア、オランダ、ノルウェー、オーストリア、スイス、ギリシャ、ブラジル、チリ、EPO、USPTO、ポーランド、メキシコ、ハンガリー、スロバキア、カザフスタン、スリランカ、チェコ、パキスタン、モロッコ、エジプト、キルギス、トルコ、モザンビーク、ナイジェリア、ルワンダ、ウクライナ、ウガンダ、ガンビア、ザンビア、ARIPO、EAPO、イスラエル、バングラデシュ、ブルンジ、セルビア、クロアチア、ポルトガル、マリ、ブータン、エチオピア、ケニア、シンガポール、OAPI、カンボジア、ミャンマー



※2014年6月時点

■ OPD(ワンポータルドシエ); 五大特許庁間での出願・審査関連情報(ドシエ情報)共有システム

- 五大特許庁間でドシエ情報データベースを相互接続し、ワンストップで各庁のドシエ情報を利用可能とするシステム(2013年7月稼働)。
- 国際的な審査負担の軽減および審査の質の向上に貢献。

■ ドシエ参照システムの拡大に向けた取組

- 五大特許庁のみならず、より多くの国・地域の特許庁ともドシエ情報の相互利用を可能とするべく、ドシエ情報共有システムの拡大に向けた取組を推進。
- 世界知的所有権機関(WIPO)のドシエ情報共有システムと日本国特許庁のOPDが連携(2014年4月、英国・オーストラリア・カナダの各特許庁との間でドシエ共有システムの接続が完了)。

